公　　告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第８条第１項及び第２項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第８条第３項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和８年 10 月 28 日

佐賀県知事　　山口　祥義

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称：兵庫北４３街区SC

所在地：佐賀県佐賀市兵庫北6丁目5-34、5-37、5-39

２　届出の内容

・大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

・大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

３　意見の概要

意見なし

４　意見書の縦覧

（１）縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

（２）縦覧期間

令和８年 10 月 28 日から

令和８年 11 月 28 日まで